

医療機関管理者 殿

奈良県福祉医療部医療政策局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応の徹底等について（再依頼）

標記については、これまでも貴職にお願いしているところですが、この度、県内で初めての院内感染事例が発生しました。

このため、既に感染予防策を講じられていることとは存じますが、地域の医療提供体制を維持する観点からも、あらためて下記にご留意いただき、より一層感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、万が一、新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生した場合や貴院に勤務されている方で発症された方が発症後も勤務に就いていた場合は、県としては、患者が医療機関を選択する機会を確保するため、当該事象を公表することがあることを予めご了承ください。

記

【感染しない・させないようにするために】

- 1 医療機関は、発熱や風邪症状、急な味覚障害など症状を呈する職員の人数をモニタリングし、異常を早期に把握できるようにして、症状がある職員は休ませてください。
- 2 医療機器等実用機器はこまめに消毒してください。
- 3 職員に対しては、基本的な感染症対策の徹底に努めるとともに、日常生活においても高リスクな環境（3密）を徹底的に避け、集団で食事をする際はリスクがあることを認識させる等の注意喚起を行い、行動規範等の徹底に組織をあげて取り組んでください。
- 4 医局内においても、医療従事者同士の接触（食事やカンファレンスなどの会議等）についてはマスク着用の徹底や、ソーシャルディスタンスの確保の工夫をお願いいたします。

- 5 入院患者への面会等については、感染経路の遮断の観点から、必要時の面会を除き、原則お断りいただくよう徹底し、外部からのウイルス持ち込みリスクの低減に努めてください。
- 6 取引業者、委託業者等についても、従業員の健康管理に留意されるよう依頼するとともに、必要最小限の接触にとどめるなど、5と同様、外部からのウイルス持ち込みリスクの低減に努めてください。
- 7 5および6の原則のもと、やむを得ず外部の方と接触する場合は、咳エチケットや手洗い、手指消毒などの基本的な感染症対策の徹底に努めてください。
- 8 環境中にウイルスが長く残存する可能性があるため、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等により、受付カウンター、診察受付機タッチパネルや廊下の手すりなど高頻度接触面の消毒に努めてください。また、医療従事者が触れる機会の多い備品器具（電子カルテのキーボードやマウス、医局入口のドアノブ等）についても同様に定期的な消毒に努めてください。

【感染者が発生した場合】

- 9 直ちに保健所へ届出し、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の調査票を参考に情報収集を行ってください。具体的には、接触者のリストアップと接触の濃淡の把握等の情報収集です。
- 10 自医療機関でPCR検査を実施できる場合は実施してください。PCR検査対象者が多数存在する場合は、重症度や濃厚接触者数などを鑑みて優先順位を付け、院内の感染対策チームや保健所など全関係者の協力のもと速やかに検査します。
- 11 最新情報を確認し、対応に遺漏のないよう努めてください。
最新情報は、奈良県ホームページ（緊急情報ページ）<http://www.pref.nara.jp/>でご確認ください。

奈良県医療政策局地域医療連携課
医療管理係
TEL：0742-27-8653
FAX：0742-22-2725